

<p>改正案</p>	<p>目次 第一章（略） 第二章 日本住宅性能表示基準（<u>第三条</u>・<u>第四条</u>） 第三章～第九章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「住宅購入者等」とは、住宅の購入若しくは住宅の建設工事の注文をし、若しくはしようとする者又は購入され、若しくは建設された住宅に居住をし、若しくはしようとする者をいう。 （日本住宅性能表示基準） 第三条 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。</p>
<p>現行</p>	<p>目次 第一章（略） 第二章 日本住宅性能表示基準（<u>第三条</u>・<u>第四条</u>） 第三章～第九章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2・3（略） （新設） （日本住宅性能表示基準） 第三条 国土交通大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、<u>日本住宅性能表示基準を定めなければならない。この場合においては、併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。以下同じ。）の方法の基準（以下「評価方法基準」という。）を定めるものとする。</u></p>

2 日本住宅性能表示基準は、利害関係人の意向を適切に反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように定め、又は変更しなければならない。

3 国土交通大臣又は内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該日本住宅性能表示基準又はその変更の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならない。

5 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
(削る。)

(評価方法基準)

第三条の二 国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準を定める場合には、併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下同じ。)の方法の基準(以下「評価方法基準」という。)を定めるものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する

2 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準は、利害関係人の意向を適切に反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように定めなければならない。

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、定めるべき日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の変更について準用する。

(新設)

。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては消費者委員会の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、評価方法基準の策定又は変更に関し、必要な意見を述べることができる。

(住宅性能評価)

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することを行う。以下同じ。）を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標準を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に關し必要な事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。

(住宅性能評価)

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することを行う。以下同じ。）を行い、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標準を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3
(略)

(内閣総理大臣への資料提供等)

第九十八条の二 内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示に関し、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第九十九条 (略)

2 | この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)|
| は、消費者庁長官に委任する。|

3
(略)

(新設)

(権限の委任)

第九十九条 (略)

(新設)